

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び使用人が、当該投資信託委託業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。</p> <p>二 投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役</p>	<p>（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）、使用人及び使用人であつた者（使用人でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）が、当該投資信託委託業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。</p> <p>二 投資信託委託業者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役</p>

員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三〇五 (略)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該信託会社等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三〇四 (略)

員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三〇五 (略)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該信託会社等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 信託会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三〇四 (略)